

NEWS

Club

OA

第66号

化審法で企業が気をつけるべきポイント
—化学物質の適切な管理のために

ファーマ行政書士事務所

くめ
桑

まさはる
昌治



2025年3月22日発行

化審法で企業が気をつけるべきポイント——化学物質の適切な管理のために

化学物質を取り扱う企業にとって、化審法（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）は非常に重要な法律です。法律に従わなければ、事業の継続が難しくなったり、社会的信用を失ったりするリスクもあります。今回は、化審法に基づいて企業が注意すべきポイントを、わかりやすく解説します。

1. 新規化学物質は必ず事前審査を

新しい化学物質を製造・輸入する場合、事前に国の審査を受ける必要があります。この審査では、その物質が人や環境にどのような影響を及ぼす可能性があるかがチェックされます。審査を受けずに市場に出してしまうと、法律違反となり、罰則を受ける場合があります。

2. 有害性が確認されている物質の管理を徹底

化審法では、特定化学物質や監視化学物質など、有害性が認められている物質をリストアップしています。これらの物質を取り扱う場合は、使用量や使用方法について厳格な制限が課される場合があります。取り扱いマニュアルや社内教育を徹底し、適切な管理を行いましょう。

3. SDS（安全データシート）の提供と確認

化学物質を取り扱う際、取引先や従業員がその物質の危険性や安全な取り扱い方を知ることはとても重要です。化審法自体に直接的な規定はありませんが、化管法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）や安衛法（労働安全衛生法）等の関係する法律においては、安全データシート（SDS）の提供が義務付けられています。また、他社から購入した化学物質についてもSDSを必ず確認し、安全に取り扱う準備をしてください。

4. 法改正や最新情報をフォロー

化審法は社会や科学技術の進展に応じて改正されることがあります。企業としては、定期的に法改正の情報を収集し、自社の取り組みが最新の法律に適合しているかを確認することが重要です。専門家への相談やセミナーへの参加も有効です。

まとめ

化審法は、企業が化学物質を適切に管理し、社会に安全を提供するための基本的なルールです。適切な管理体制を整えることで、法律を遵守するだけでなく、企業の信頼性を高めることにもつながります。

当事務所では、化審法に関する相談や対応をサポートしています。お困りのことがあれば、ぜひお気軽にご連絡ください。

薬事法務コンサルタント・行政書士 桑 昌治

ファーマ行政書士事務所

URL: <https://pharma-office.com/>